

令和5年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計 (確報集計) 結果の概要

本書は、令和5年10月1日現在で実施した令和5年住宅・土地統計調査の「住宅及び世帯に関する基本集計(確報集計)結果」の新潟県分の概要をまとめたものです。

全国の集計結果はインターネットで総務省のホームページからご覧いただけます。

総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/>

目次

調査の概要	2
用語の解説	5
結果の概要	11
1 住宅・世帯の概況	11
(1) 総住宅数と総世帯数の推移	11
(2) 居住世帯の有無	11
2 住宅の状況	13
(1) 住宅の建て方と構造	13
(2) 住宅の所有の状況	14
(3) 専用住宅の規模	15
(4) 住宅の設備	16
3 高齢者のいる世帯	17
(1) 世帯数の推移	17
(2) 高齢者等のための設備	19
主要指標	
都道府県の指標	21
市の指標	24

新潟県総務部統計課

生活統計班 人口・教育統計担当

(025) 280-5420 (直通) (内線2438)

新潟県ホームページ (にいがた県統計ボックス)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/tokei/>

《 調 査 の 概 要 》

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

調査は昭和23年以来5年ごとに実施しており、令和5年住宅・土地統計調査はその16回目に当たります。

2 調査の時期

令和5年10月1日午前零時現在によって実施しました。

3 調査の地域

全国の令和2年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した単位区のうち、約20万単位区（以下「調査単位区」という。）について調査し、本県では4,013調査単位区について調査しました。

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、全国で約340万住戸・世帯、本県で約68,000住戸・世帯）を対象としました。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外しました。

- (1) 外国の大使館、公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

5 調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査しました。

〔調査票甲〕

- (1) 世帯に関する事項
 - ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
 - イ 構成
 - ウ 同居世帯に関する事項
 - エ 年間収入
- (2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
 - ア 従業上の地位
 - イ 通勤時間
 - ウ 子の住んでいる場所

- エ 現住居に入居した時期
- オ 前住居に関する事項
- (3) 住宅に関する事項
 - ア 居住室の数及び広さ
 - イ 所有関係に関する事項
 - ウ 家賃又は間代等に関する事項
 - エ 構造
 - オ 床面積
 - カ 建築時期
 - キ 設備に関する事項
 - ク 建て替え等に関する事項
 - ケ 増改築及び改修工事に関する事項
 - コ 耐震に関する事項
- (4) 現住居の敷地に関する事項
 - ア 敷地の所有関係に関する事項
 - イ 敷地面積
 - ウ 取得方法・取得時期等
- (5) 現住居以外の住宅に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 利用に関する事項
- (6) 現住居以外の土地に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 利用に関する事項

[調査票乙]

上記〔調査票甲〕(1)～(6)に、以下の事項を加えて調査しました。

- (3) 住宅に関する事項
 - サ 現住居の名義
- (4) 現住居の敷地に関する事項
 - エ 所有地の名義
- (5) 現住居以外の住宅に関する事項
 - ウ 所在地
 - エ 建て方
 - オ 取得方法
 - カ 建築時期
 - キ 居住世帯のない期間
- (6) 現住居以外の土地に関する事項
 - ウ 所在地
 - エ 面積に関する事項
 - オ 取得方法
 - カ 取得時期

[建物調査票]

- (1) 住宅に関する事項
 - ア 世帯の存しない住宅の種別

- イ 種類
- (2) 建物に関する事項
 - ア 建て方
 - イ 世帯の存しない建物の構造
 - ウ 腐朽・破損の有無
 - エ 建物全体の階数
 - オ 敷地に接している道路の幅員
 - カ 建物内総住宅数
 - キ 設備に関する事項
 - ク 住宅以外で人が居住する建物の種類

6 調査の方法

調査票甲・乙は、調査員、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者が、調査世帯に調査書類を配布し、調査世帯が、インターネットにより回答する方法、記入した調査票を調査員等に提出する方法又は郵送により提出する方法により行いました。

また、建物調査票は、調査員等が建物の外観を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして作成しました。

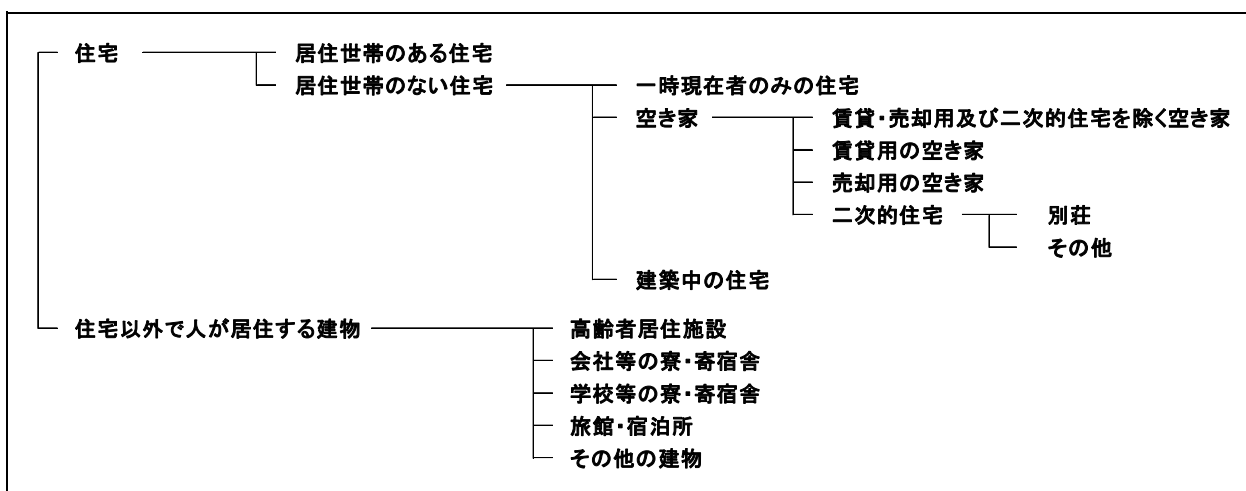
7 結果の公表

結果は、住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計、住宅の構造等に関する集計及び土地集計から成り、インターネットへの掲載、報告書の刊行などにより公表します。

なお、住宅数概数集計による結果は速報値であり、住宅及び世帯に関する基本集計等による結果とは、必ずしも一致しません。

《 用語の解説 》

〈住宅〉



住 宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ① 一つ以上の居室
 - ② 専用の炊事用流し(台所)
 - ③ 専用のトイレ
 - ④ 専用の出入口※
- } 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

※ 屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅

なお、この調査で「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅を次のとおり区分した。

区分		内容
一時現在者のみの住宅		昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅
空き家	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が入居していない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（注：空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。）
	賃貸用の空き家	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
	売却用の空き家	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
	二次的住宅	別荘 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅 その他 ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
建築中の住宅		住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの） なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していても、「空き家」とした。 また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。
住宅以外で人が居住する建物の種類を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者居住施設	高齢者を居住させるために建てられた又は改造された建物
会社等の寮・寄宿舍	会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる建物
学校等の寮・寄宿舍	学校の寄宿舍などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる建物
旅館・宿泊所	旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための建物
その他の建物	下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや、建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない建物

住宅の種類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

【専用住宅】

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅

【店舗その他の併用住宅】

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの 1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
その他	上記のどれにも当てはまらないもの 例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

区分	内容	
木造	建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの	
非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

住宅の所有の関係

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

区分		内容
持ち家		そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅 最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。 また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
借家	公営の借家	都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているもの。
	都市再生機構（UR）・公社の借家	都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているもの。
	民営借家	「公営の借家」、「都市再生機構（UR）・公社の借家」又は「給与住宅」のいずれにも該当しない賃貸住宅
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅 いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれているもの。 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む

住宅の居住室数及び居住室の畳数

【居住室数】

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

ただし、ダイニング・キッチン（食事室兼台所）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合は居住室とした。

また、同居世帯がある場合には、その世帯が使用している居住室も室数も含めた。

【居住室の畳数】

畳数は、上に述べた各居住室の畳数の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居住室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

住宅の延べ面積（居住面積）

人が居住する住宅における、各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、階段、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの共用部分の面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

省エネルギー設備等

人が居住する住宅について、省エネルギー設備を次のとおりとした。

【太陽熱を利用した温水機器等】

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム

【太陽光を利用した発電機器】

屋根の上に乘せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器

【二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓】

- (1) 二重以上のサッシ…外窓と内窓が二重以上の構造となった窓（内側が障子の場合を含めない。）
- (2) 複層ガラスの窓……複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層を作ることによって断熱効果をもたせた窓

高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための設備がある	
手すりがある	高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合 また、手すりの設置場所について、次のとおり区分した。 (1) 玄関、(2) トイレ、(3) 浴室、(4) 脱衣所、 (5) 廊下、(6) 階段、(7) 居住室、(8) その他
またぎやすい高さの浴槽	浴槽のまたぎ込みの高さ（洗い場から浴槽の縁までの高さ）が高齢者や障がい者に配慮されている場合 なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとした。
浴室暖房乾燥機	浴室内の天井または壁に設置されている暖房機能を有する浴室乾燥機が設置されている場合
廊下などが車いすで通行可能な幅	廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合
段差のない屋内	高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合 なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含まない。
道路から玄関まで車いすで通行可能	敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合 なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。
高齢者等のための設備がない	

<世帯>

主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

住宅以外の建物に居住する世帯

高齢者居住施設、会社や学校などの寮・寄宿舍、旅館・宿泊所などの住宅以外の建物に居住している、管理者・家主などの世帯、その建物に居住している人の集まりをいう。

なお、管理者・家主などの世帯は、入寮者などの世帯とは別に一つの世帯とし、単身の入所者や学生は、まとめて一つの世帯とした。

高齢夫婦世帯

「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯

高齢世帯の型

高齢者世帯を次のとおり区分した。

区分	備考
65歳以上の単身世帯	
65歳以上の夫婦世帯	「いずれか一方のみが65歳以上夫婦」及び「夫婦とも65歳以上」
いずれか一方のみが65歳以上夫婦	夫又は妻のいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの世帯 なお、夫婦の一方の年齢が不明の場合は、もう一方の年齢が65歳以上でも含まない。
夫婦とも65歳以上	夫及び妻のいずれも65歳以上の夫婦のみの世帯

《 結 果 の 概 要 》

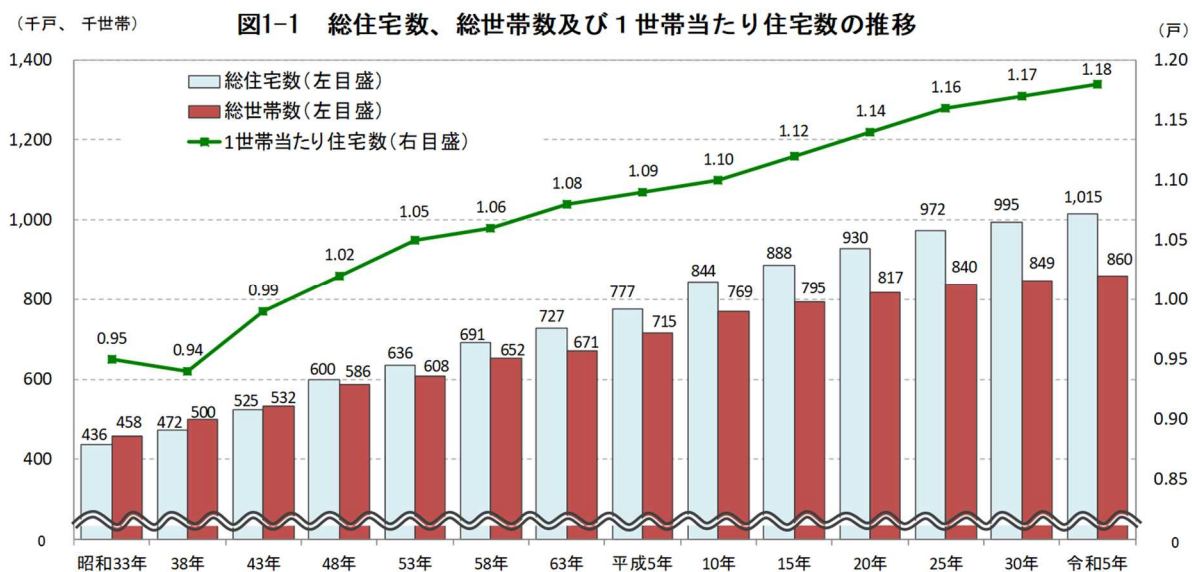
1 住宅・世帯の概況

(1) 総住宅数と総世帯数の推移

総住宅数は1,015,200戸、1世帯当たりの住宅数は1.18戸

令和5年10月1日現在における新潟県の総住宅数は1,015,200戸、総世帯数は860,300世帯で、平成30年と比べると、総住宅数は20,700戸（増加率2.1%）、総世帯数は11,600世帯（同1.4%）、それぞれ増加しています。

また、昭和33年から総住宅数と総世帯数の推移をみると、昭和43年までは総世帯数が総住宅数を上回っていましたが、昭和48年に逆転し、その後も総住宅数が総世帯数を上回っています。総住宅数と総世帯数の差は拡大傾向にあり、令和5年には総住宅数が総世帯数を154,900戸上回り、1世帯当たりの住宅数は1.18戸となっています。〈図1-1〉



(2) 居住世帯の有無

居住世帯のある住宅は851,600戸、総住宅数の83.9%

総住宅数を居住世帯の有無別にみると、居住世帯のある住宅は851,600戸（総住宅数の83.9%）で、空き家などの居住世帯のない住宅は163,700戸（同16.1%）となっています。

空き家は 155,300 戸、空き家率は 15.3%

賃貸・売却用や二次的住宅（別荘など）を除く空き家が 12,700 戸の増加

空き家の推移をみると、平成 20 年に初めて 10 万戸を超え、令和 5 年では 155,300 戸となっています。

また、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は 15.3%となっています。平成 30 年と比べると、0.6%ポイント上昇しています。

空き家の内訳をみると、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」が 77,500 戸（空き家全体の 49.9%）、「賃貸用の空き家」が 54,500 戸（同 35.1%）、別荘などの「二次的住宅」が 19,400 戸（同 12.5%）、「売却用の空き家」が 4,000 戸（同 2.6%）となり、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家は、平成 30 年と比べると、12,700 戸増加（増加率 19.6%）し、空き家率は 7.6%となっています。

空き家を建て方別でみると、「一戸建」が 80,300 戸（空き家全体の 51.7%）、「共同住宅」が 69,600 戸（同 44.8%）、「長屋建」が 5,000 戸（同 3.2%）などとなっています。

< 図 1-2、図 1-3、図 1-4 >

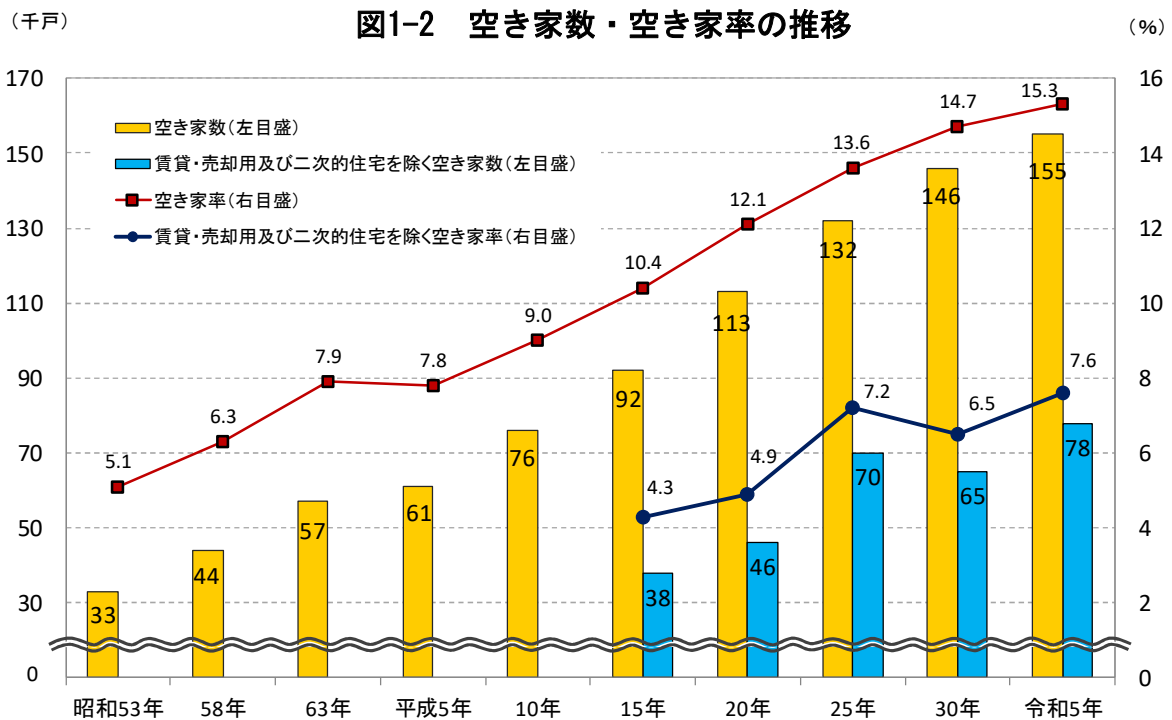


図1-3 空き家の内訳

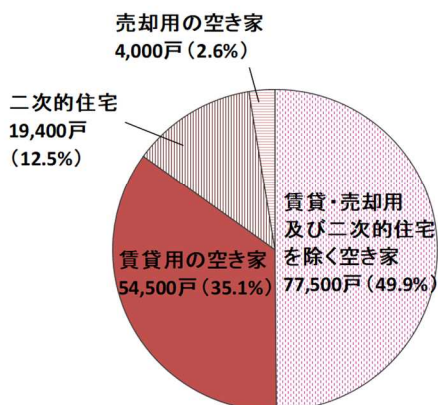
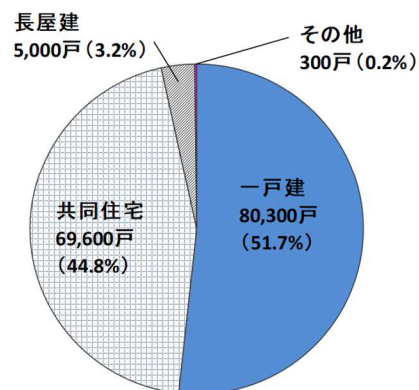


図1-4 建て方別空き家数



2 住宅の状況

居住世帯のある住宅（以下「住宅」という。）の状況は次のとおりです。

（1）住宅の建て方と構造

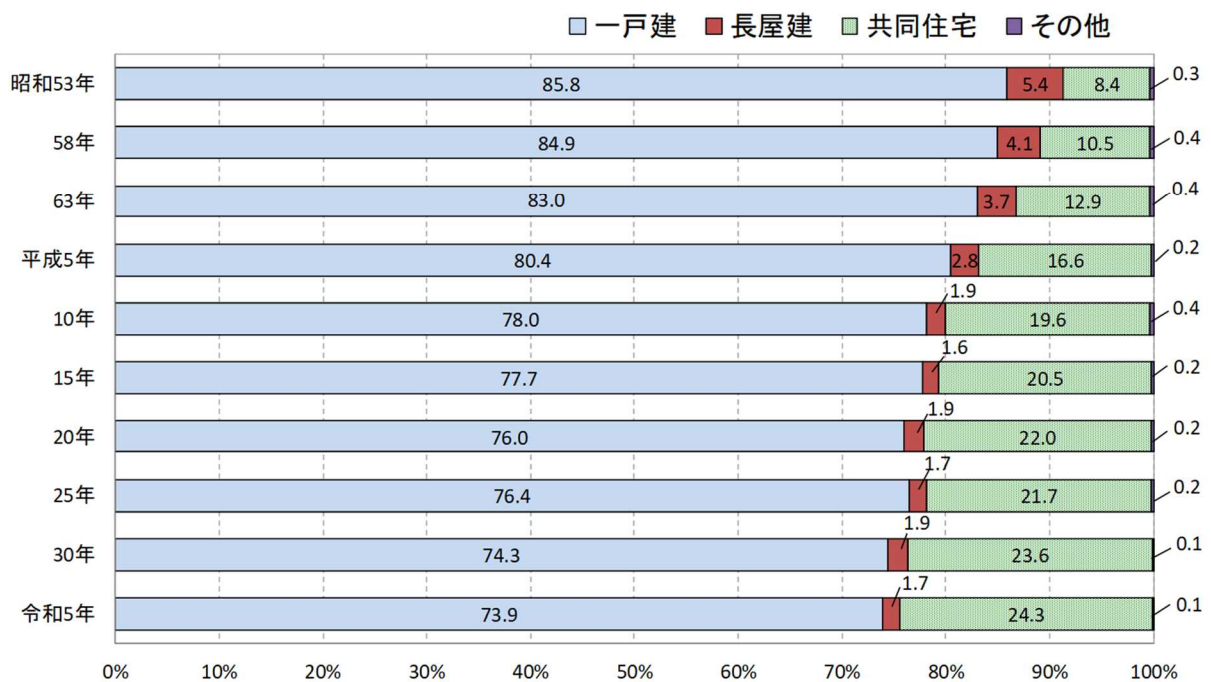
一戸建の割合は73.9%、平成30年から0.4%ポイント低下、全国で8番目に高い割合

住宅を建て方別にみると、「一戸建」は629,100戸（住宅全体の73.9%）で、「共同住宅」は207,000戸（同24.3%）、「長屋建」は14,300戸（同1.7%）、「その他」は1,200戸（同0.1%）となっています。平成30年と比べると、「一戸建」は1,600戸（増加率0.3%）、共同住宅は7,600戸（同3.8%）、それぞれ増加しました。

建て方別割合の推移をみると、「一戸建」は昭和53年の85.8%から令和5年の73.9%へ、11.9%ポイント減少しているのに対し、「共同住宅」は昭和53年の8.4%から令和5年の24.3%へ、15.9%ポイント増加しています。〈図2-1〉

住宅を構造別にみると、「木造」は701,100戸（住宅全体の82.3%）、「鉄筋・鉄骨コンクリート造」や「鉄骨造」などの「非木造」は150,400戸（同17.7%）となっていて、平成30年と比べると、「木造」は3,700戸減少（減少率0.5%）、「非木造」は11,000戸増加（増加率7.9%）しています。

図2-1 住宅の建て方別割合の推移



(2) 住宅の所有の状況

持ち家は 629,900 戸、持ち家住宅率は 74.0%、全国で 4 番目に高い割合

住宅を所有の関係別にみると、「持ち家」は 629,900 戸で、住宅全体に占める割合（持ち家住宅率）は 74.0%となっています。「借家」は 196,900 戸で、住宅に占める割合は 23.1%となっています。持ち家住宅率は昭和 53 年の 80.5%からこの 45 年間で 6.5%ポイント低下しています。〈図 2-2、2-3〉

図2-2 所有の関係別住宅数の推移

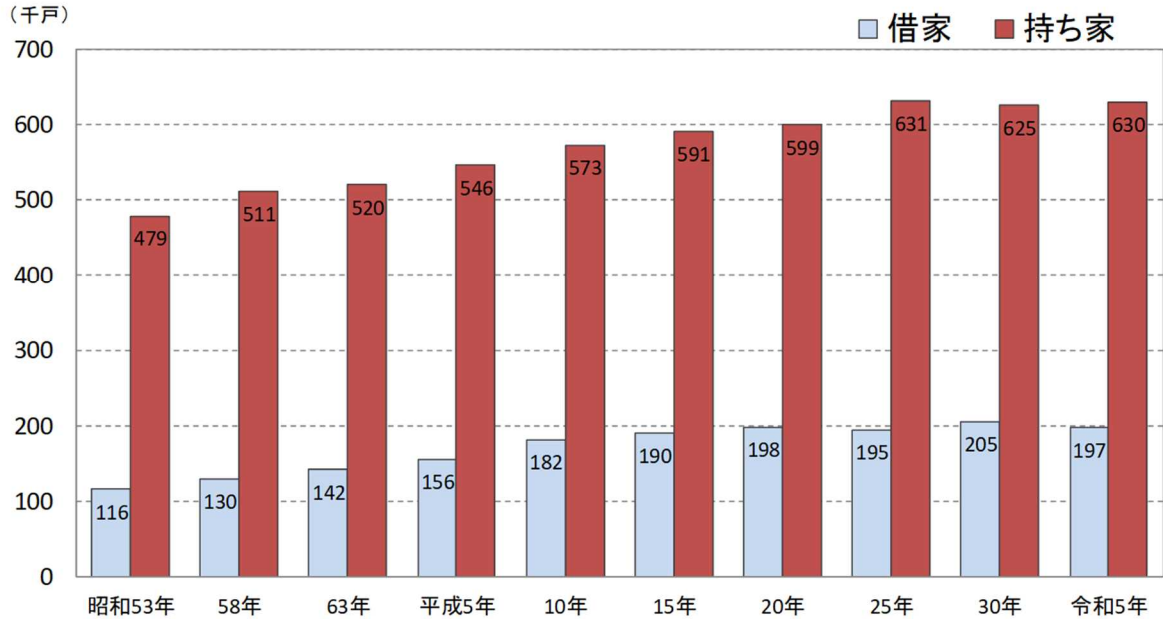
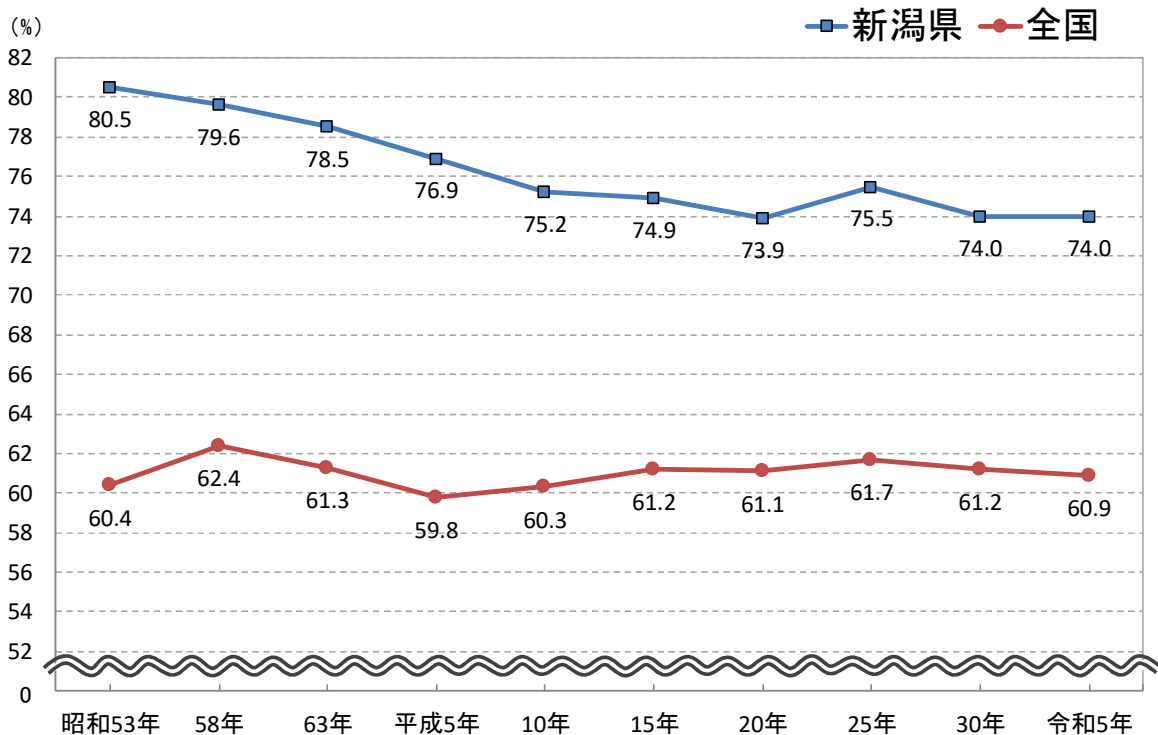


図2-3 持ち家住宅率の推移



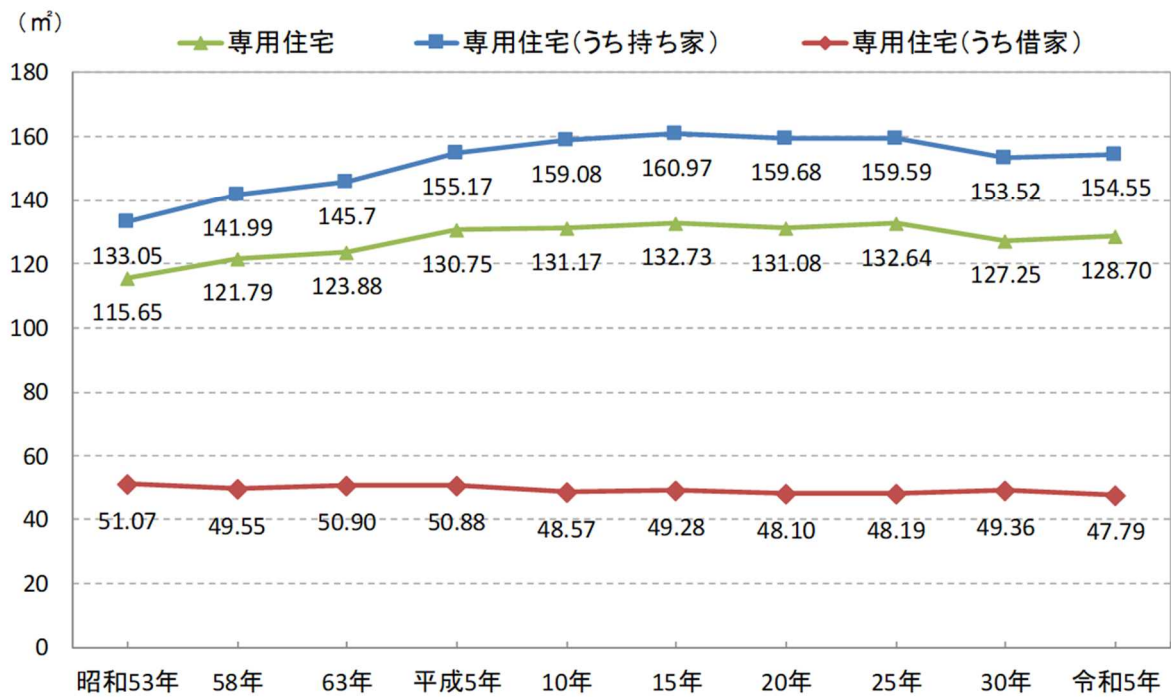
(3) 専用住宅の規模

専用住宅の1住宅当たり延べ面積は128.70㎡、全国で5番目に広い

居住専用に建築された「専用住宅」の規模を1住宅当たりの延べ面積で見ると、128.70㎡となっています。これを住宅の所有の関係別にみると、持ち家が154.55㎡であるのに対し、借家は47.79㎡で、持ち家は借家の約3.2倍の広さとなっています。

また、専用住宅の1住宅当たりの延べ面積の推移をみると、昭和53年の115.65㎡からこの45年間で13.05㎡増加しています。〈図2-4〉

図2-4 専用住宅の1住宅当たり延べ面積の推移



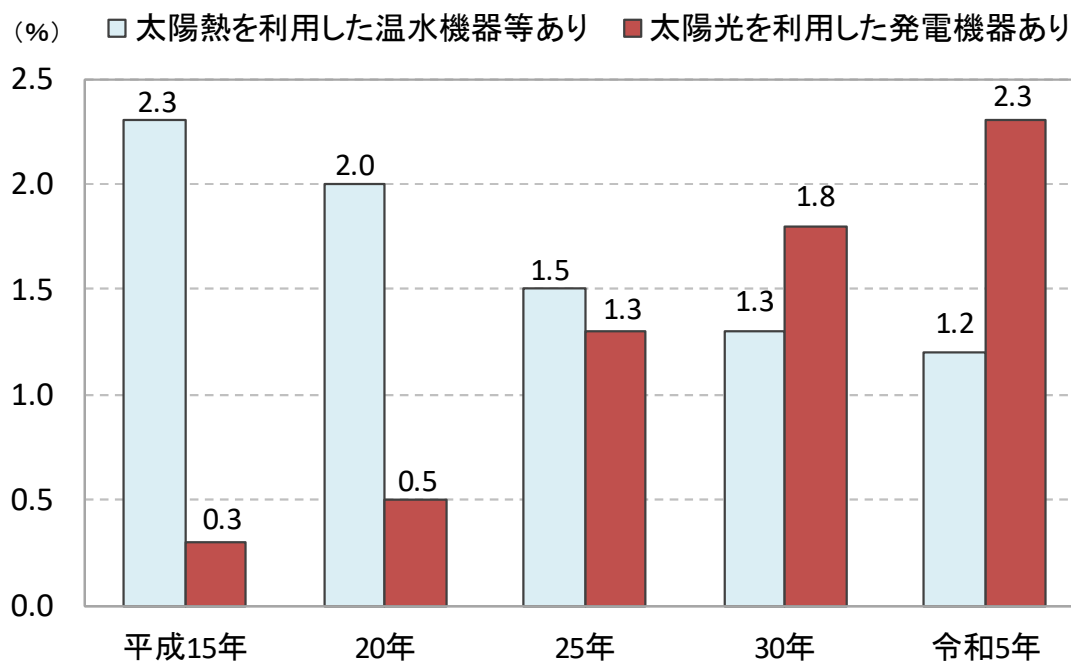
(4) 住宅の設備

「太陽光を利用した発電機器」のある住宅は19,500戸、平成30年より4,200戸増加

省エネルギー設備等のある住宅についてみると、「太陽熱を利用した温水機器等あり」の住宅は10,500戸（住宅全体の1.2%）で、平成30年の10,800戸と比べて300戸減少（減少率2.8%）しています。

一方、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅は19,500戸（住宅全体の2.3%）で、平成30年の15,300戸と比べて4,200戸増加（増加率27.5%）しています。〈図2-5〉

図2-5 省エネルギー設備等のある住宅の割合



3 高齢者のいる世帯

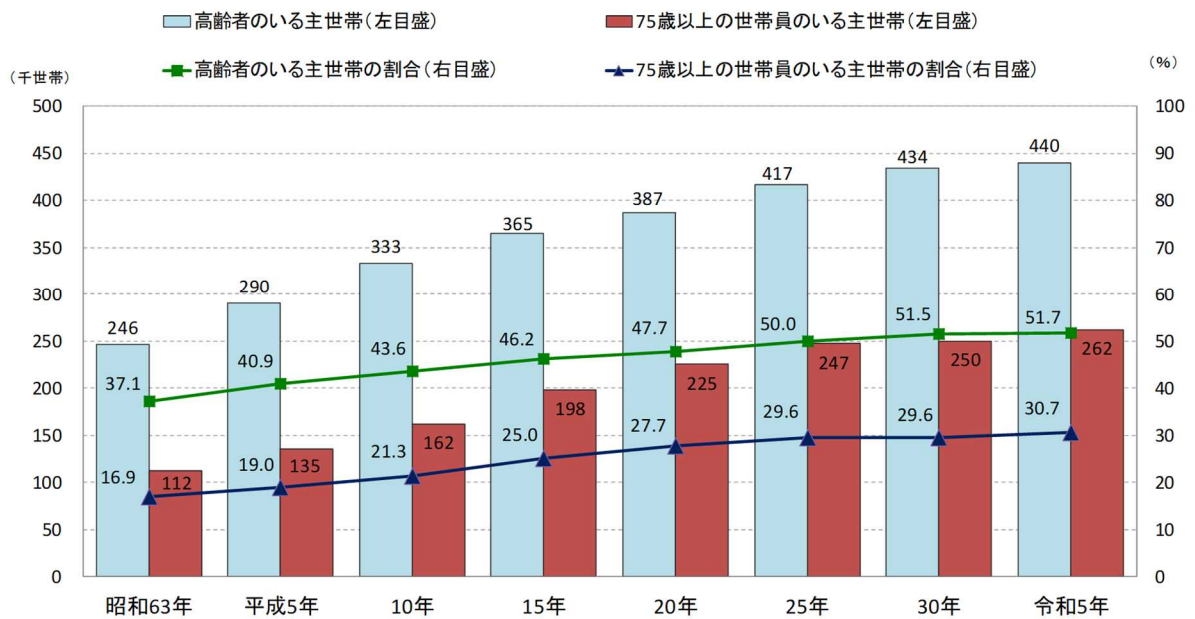
(1) 世帯数の推移

高齢者のいる主世帯は 440,200 世帯、主世帯総数の 51.7%

65歳以上の世帯員（以下「高齢者」という。）のいる主世帯は 440,200 世帯で、主世帯全体（851,600 世帯）の 51.7%を占めています。平成 30 年の 434,400 世帯と比べると、5,800 世帯増加（増加率 1.3%）しています。

また、75歳以上の世帯員のいる主世帯をみると、昭和 63 年は 112,200 世帯（主世帯全体の 16.9%）でしたが、令和 5 年には 261,600 世帯（同 30.7%）となり、平成 30 年と比べると 11,800 世帯増加（増加率 4.7%）しています。＜図 3-1＞

図3-1 高齢者のいる主世帯の推移

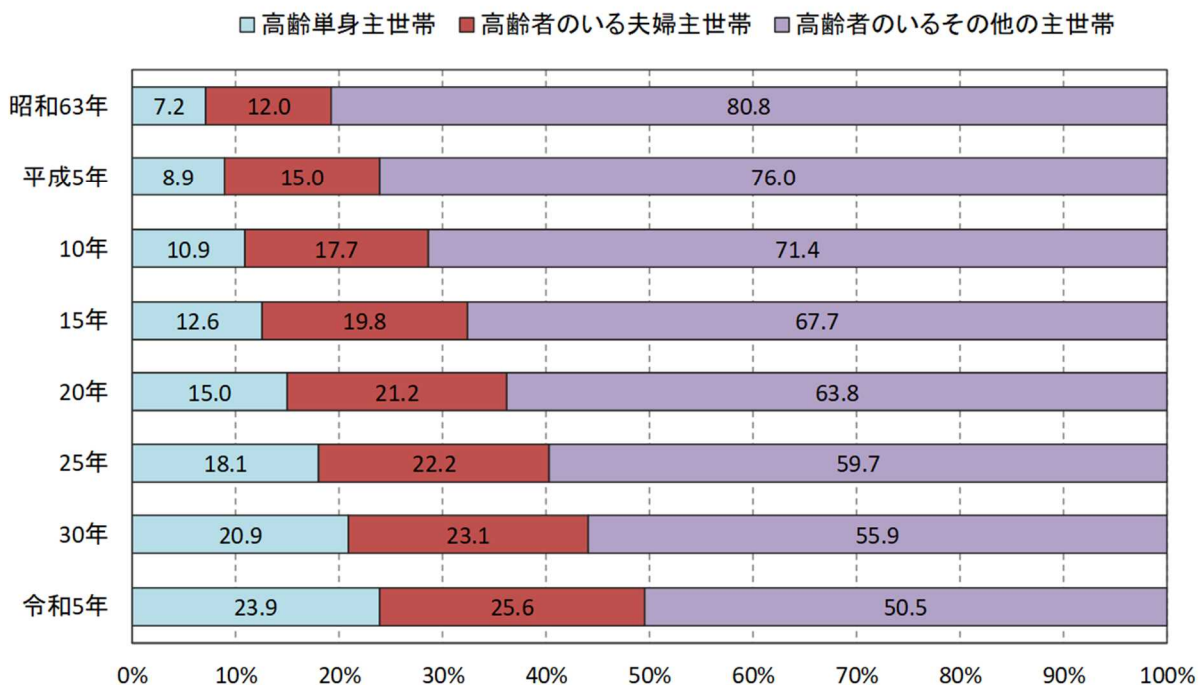


高齢单身主世帯の割合は23.9%、3.0%ポイント上昇

高齢者のいる主世帯を世帯の型別にみると、「高齢单身主世帯」は105,400世帯（高齢者のいる主世帯全体の23.9%）、「高齢者のいる夫婦主世帯」は112,500世帯（同25.6%）、「高齢者のいるその他の主世帯」は222,300世帯（同50.5%）となっています。平成30年と比べると、「高齢单身主世帯」は14,400世帯増加（増加率15.8%）、「高齢者のいる夫婦主世帯」は12,000世帯増加（増加率11.9%）しています。〈図3-2〉

(注) 高齢者のいる世帯 …………… 65歳以上の世帯員のいる世帯
「高齢单身世帯」 …………… 65歳以上の単身者のみの世帯
「高齢者のいる夫婦世帯」 …………… 夫婦とも又はいずれか一方が65歳以上の夫婦一組のみの世帯
「高齢者のいるその他の世帯」 …… 高齢者のいる世帯から上記の二つを除いたもの
(高齢者と生計を共にするその他の世帯員で構成されている世帯)

図3-2 高齢者のいる主世帯の型別割合の推移



(2) 高齢者等のための設備

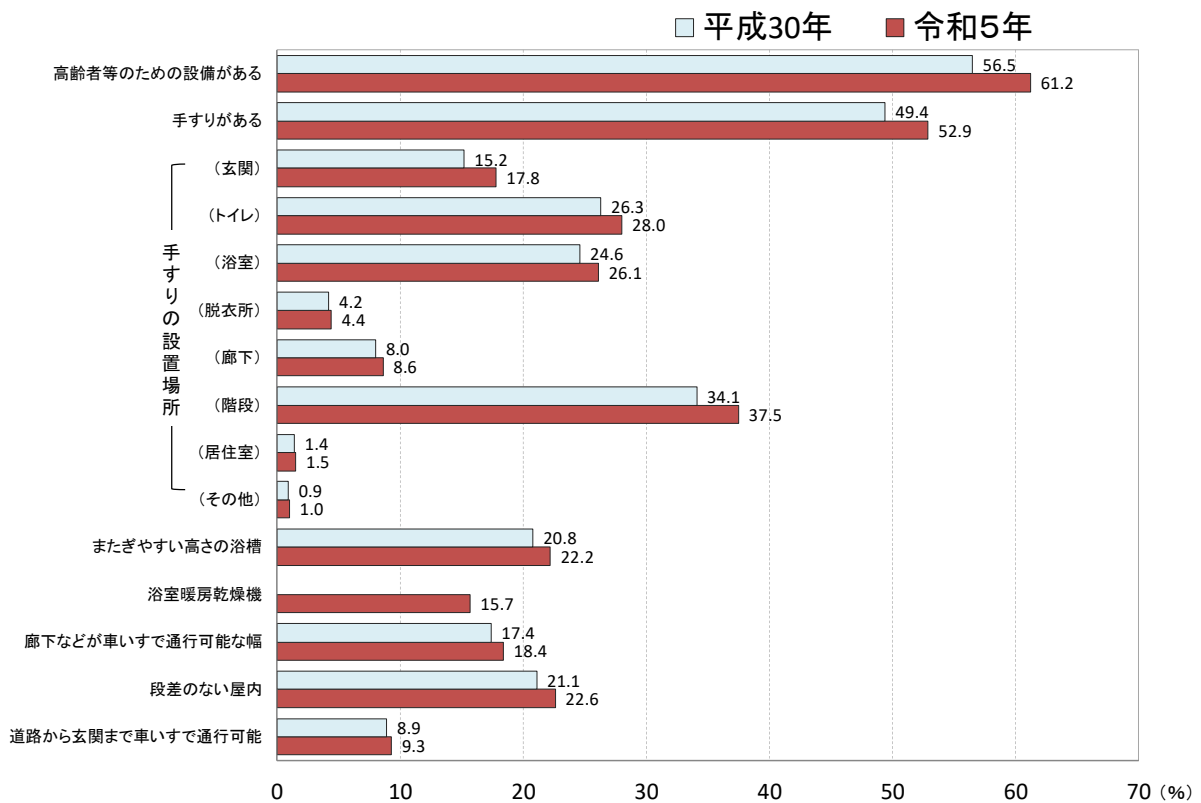
高齢者等のための設備がある割合は 61.2%、4.7%ポイント上昇

高齢者等のための設備についてみると、設備がある住宅は 520,900 戸（住宅全体の 61.2%）で、平成 30 年の 477,200 戸（同 56.5%）に比べると、43,700 戸増加（増加率 9.2%）しています。

設備のうち「手すりがある」住宅は、450,800 戸（住宅全体の 52.9%）で、平成 30 年の 417,000 戸（同 49.4%）に比べると 33,800 戸増加（増加率 8.1%）しています。

手すりの設置場所をみると、「階段」が 319,100 戸（住宅全体の 37.5%）と最も高く、次いで「トイレ」が 238,300 戸（同 28.0%）、「浴室」が 222,000 戸（同 26.1%）などとなっています。＜図 3-3＞

図3-3 高齢者等のための設備がある住宅の割合（住宅全体）



(注) 住宅全体数は高齢者等のための設備状況が「不詳」を含む。

複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

浴室暖房乾燥機は令和 5 年調査から回答選択肢に追加した。

主 要 指 標

- ※ 総務省統計局では人口1万5千人以上の町村について集計しており、新潟県の町村は集計対象外となっています。
- ※ 表中の順位は、原則、表章単位未満の位で決定しています。
- ※ 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。

都道府県の指標

	総住宅数					空き家					賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家				
	H30		R5		総住宅数 増減率	空き家数		空き家率 1)			空き家数		空き家率 1)		
	(戸)	順位	(戸)	順位		(%)	(戸)	(戸)	(%)	(%)	順位	(戸)	(戸)	(%)	(%)
					(%)										
全国	62,407,400	65,046,700		4.2		8,488,600	9,001,600	13.6	13.8		3,487,200	3,856,000	5.6	5.9	
北海道	2,807,200	2,888,500	7	2.9	26	379,800	451,900	13.5	15.6	25	157,300	163,000	5.6	5.6	38
青森県	592,400	590,300	32	△ 0.4	44	88,700	98,800	15.0	16.7	15	45,800	55,000	7.7	9.3	16
岩手県	579,300	579,400	33	0.0	43	93,500	100,400	16.1	17.3	11	50,200	54,100	8.7	9.3	15
宮城県	1,089,300	1,129,200	14	3.7	19	130,500	140,300	12.0	12.4	39	50,400	52,000	4.6	4.6	41
秋田県	445,700	440,600	40	△ 1.1	47	60,800	69,500	13.6	15.8	23	38,900	43,900	8.7	10.0	8
山形県	449,000	455,400	39	1.4	38	54,200	61,700	12.1	13.5	37	29,600	35,900	6.6	7.9	23
福島県	861,300	862,900	23	0.2	42	123,500	131,000	14.3	15.2	29	58,900	62,600	6.8	7.3	32
茨城県	1,328,900	1,390,900	12	4.7	13	197,200	196,200	14.8	14.1	35	78,200	93,200	5.9	6.7	33
栃木県	926,700	971,000	17	4.8	10	160,700	163,700	17.3	16.9	14	57,500	64,300	6.2	6.6	34
群馬県	949,000	967,400	18	1.9	36	158,300	161,300	16.7	16.7	17	62,600	73,100	6.6	7.6	29
埼玉県	3,384,700	3,555,100	5	5.0	8	346,200	330,400	10.2	9.3	47	124,100	135,800	3.7	3.8	45
千葉県	3,029,800	3,191,100	6	5.3	5	382,500	394,100	12.6	12.3	41	144,400	158,500	4.8	5.0	39
東京都	7,671,600	8,201,400	1	6.9	2	809,900	896,500	10.6	10.9	44	180,000	214,200	2.3	2.6	47
神奈川県	4,503,500	4,765,000	3	5.8	4	484,700	467,100	10.8	9.8	45	147,700	151,000	3.3	3.2	46
新潟県	994,500	1,015,200	16	2.1	34	146,200	155,300	14.7	15.3	28	64,800	77,500	6.5	7.6	28
富山県	452,600	473,900	38	4.7	12	60,000	69,700	13.3	14.7	31	32,200	39,800	7.1	8.4	21
石川県	535,800	554,000	35	3.4	22	77,800	86,400	14.5	15.6	26	37,600	40,700	7.0	7.3	30
福井県	325,400	341,400	45	4.9	9	45,000	53,100	13.8	15.6	27	23,800	28,900	7.3	8.5	20
山梨県	422,000	427,000	41	1.2	39	90,000	87,200	21.3	20.4	4	36,600	37,200	8.7	8.7	18
長野県	1,007,900	1,039,600	15	3.1	25	197,300	208,500	19.6	20.1	6	84,300	92,300	8.4	8.9	17
岐阜県	893,900	924,100	20	3.4	23	139,800	148,400	15.6	16.1	21	63,500	74,400	7.1	8.1	22
静岡県	1,714,700	1,774,100	10	3.5	21	281,600	296,300	16.4	16.7	16	88,300	104,800	5.1	5.9	37
愛知県	3,481,800	3,664,700	4	5.3	7	393,800	433,000	11.3	11.8	43	142,600	156,000	4.1	4.3	43
三重県	853,700	873,500	22	2.3	29	129,600	142,700	15.2	16.3	19	77,500	83,100	9.1	9.5	14
滋賀県	626,000	664,200	28	6.1	3	81,200	81,600	13.0	12.3	42	38,300	48,500	6.1	7.3	31
京都府	1,338,300	1,372,200	13	2.5	27	171,800	180,400	12.8	13.1	38	81,300	84,900	6.1	6.2	35
大阪府	4,680,200	4,928,600	2	5.3	6	709,400	701,900	15.2	14.2	34	209,200	226,900	4.5	4.6	42
兵庫県	2,680,900	2,798,000	8	4.4	16	360,200	386,900	13.4	13.8	36	151,900	172,700	5.7	6.2	36
奈良県	617,600	639,500	30	3.5	20	87,200	93,600	14.1	14.6	32	45,600	49,500	7.4	7.7	25
和歌山県	485,200	495,600	36	2.1	33	98,400	105,300	20.3	21.2	2	54,400	59,800	11.2	12.1	5
鳥取県	256,600	262,300	47	2.2	32	39,900	41,300	15.5	15.7	24	22,800	25,400	8.9	9.7	12
島根県	314,200	320,300	46	1.9	35	48,300	54,600	15.4	17.0	13	33,200	36,300	10.6	11.3	6
岡山県	916,300	955,400	19	4.3	17	142,500	157,200	15.6	16.5	18	73,400	82,600	8.0	8.6	19
広島県	1,430,700	1,465,500	11	2.4	28	215,600	231,400	15.1	15.8	22	114,200	114,700	8.0	7.8	24
山口県	719,900	726,400	26	0.9	41	126,800	140,700	17.6	19.4	8	71,400	80,500	9.9	11.1	7
徳島県	380,700	389,200	42	2.2	31	74,100	83,000	19.5	21.3	1	39,300	47,600	10.3	12.2	3
香川県	487,700	492,800	37	1.0	40	88,200	91,500	18.1	18.6	10	46,700	47,900	9.6	9.7	11
愛媛県	714,300	736,800	25	3.1	24	129,800	145,600	18.2	19.8	7	73,100	90,100	10.2	12.2	4
高知県	391,600	388,100	43	△ 0.9	46	74,600	78,700	19.1	20.3	5	50,100	50,100	12.8	12.9	2
福岡県	2,581,200	2,703,300	9	4.7	11	328,600	335,300	12.7	12.4	40	126,000	125,500	4.9	4.6	40
佐賀県	352,100	367,900	44	4.5	15	50,500	53,300	14.3	14.5	33	26,800	28,300	7.6	7.7	26
長崎県	659,500	655,000	29	△ 0.7	45	101,500	113,000	15.4	17.3	12	57,700	64,900	8.7	9.9	9
熊本県	813,700	851,100	24	4.6	14	111,900	127,100	13.8	14.9	30	64,400	65,000	7.9	7.6	27
大分県	581,800	603,300	31	3.7	18	97,700	115,500	16.8	19.1	9	48,700	58,000	8.4	9.6	13
宮崎県	546,400	556,800	34	1.9	37	84,200	90,700	15.4	16.3	20	49,900	55,000	9.1	9.9	10
鹿児島県	879,400	899,600	21	2.3	30	167,000	184,200	19.0	20.5	3	105,200	122,200	12.0	13.6	1
沖縄県	652,600	699,400	27	7.2	1	67,900	65,400	10.4	9.4	46	26,800	28,100	4.1	4.0	44

1) 「総住宅数」に対する割合
 2) 「居住世帯のある住宅」に対する割合

都道府県の指標(続き)

	居住世帯のある住宅												
	総数	建て方						構造					
		うち一戸建数	一戸建率 2)	うち共同住宅数		共同住宅率 2)	うち木造数	木造率 2)	うち非木造数		非木造率 2)		
				順位	順位				順位	順位			
(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)					
全国	55,665,000	29,319,400	52.7		24,968,200	44.9		30,082,800	54.0		25,582,300	46.0	
北海道	2,423,200	1,258,400	51.9	40	1,081,800	44.6	9	1,591,300	65.7	22	831,900	34.3	26
青森県	488,700	368,000	75.3	3	102,700	21.0	46	430,200	88.0	2	58,400	12.0	46
岩手県	476,700	344,000	72.2	12	118,700	24.9	37	387,800	81.4	5	88,800	18.6	43
宮城県	983,900	543,200	55.2	35	421,800	42.9	12	632,500	64.3	25	351,400	35.7	23
秋田県	369,400	293,200	79.4	1	68,700	18.6	47	328,000	88.8	1	41,400	11.2	47
山形県	391,500	297,900	76.1	2	87,700	22.4	44	326,000	83.3	3	65,500	16.7	45
福島県	726,800	512,900	70.6	17	196,100	27.0	31	555,800	76.5	7	171,000	23.5	41
茨城県	1,187,400	832,100	70.1	18	327,700	27.6	29	851,900	71.7	13	335,500	28.3	35
栃木県	802,200	571,100	71.2	15	212,800	26.5	33	560,000	69.8	17	242,100	30.2	31
群馬県	801,900	589,200	73.5	9	197,400	24.6	38	597,000	74.4	9	204,900	25.6	39
埼玉県	3,205,000	1,729,600	54.0	37	1,407,600	43.9	11	1,851,500	57.8	37	1,353,500	42.2	11
千葉県	2,782,300	1,463,400	52.6	39	1,267,800	45.6	8	1,575,800	56.6	38	1,206,500	43.4	10
東京都	7,235,400	1,900,500	26.3	47	5,180,700	71.6	1	2,327,500	32.2	46	4,907,900	67.8	2
神奈川県	4,271,500	1,740,300	40.7	44	2,433,800	57.0	4	1,941,500	45.5	43	2,330,000	54.5	5
新潟県	851,600	629,100	73.9	8	207,000	24.3	39	701,100	82.3	4	150,400	17.7	44
富山県	401,900	297,300	74.0	7	94,900	23.6	41	303,700	75.6	8	98,200	24.4	40
石川県	464,300	318,800	68.7	20	135,800	29.2	23	343,300	73.9	10	120,900	26.0	38
福井県	286,700	214,300	74.7	4	64,500	22.5	43	207,800	72.5	12	78,900	27.5	36
山梨県	336,800	242,100	71.9	13	88,400	26.2	34	239,700	71.2	15	97,100	28.8	33
長野県	824,700	605,000	73.4	10	197,300	23.9	40	601,800	73.0	11	222,900	27.0	37
岐阜県	769,800	571,000	74.2	6	181,200	23.5	42	531,800	69.1	18	238,000	30.9	30
静岡県	1,468,400	964,200	65.7	31	474,200	32.3	17	908,400	61.9	33	560,100	38.1	15
愛知県	3,211,300	1,638,000	51.0	41	1,468,100	45.7	7	1,505,100	46.9	42	1,706,200	53.1	6
三重県	727,300	526,400	72.4	11	187,900	25.8	36	465,200	64.0	26	262,100	36.0	22
滋賀県	579,200	382,900	66.1	28	182,300	31.5	20	342,200	59.1	36	237,100	40.9	12
京都府	1,182,900	635,300	53.7	38	522,600	44.2	10	608,000	51.4	40	574,900	48.6	8
大阪府	4,197,000	1,671,500	39.8	45	2,408,200	57.4	3	1,574,100	37.5	45	2,622,900	62.5	3
兵庫県	2,397,400	1,189,600	49.6	42	1,144,000	47.7	6	1,132,300	47.2	41	1,265,100	52.8	7
奈良県	542,900	366,400	67.5	24	165,400	30.5	22	342,100	63.0	31	200,900	37.0	17
和歌山県	386,600	288,100	74.5	5	86,100	22.3	45	256,100	66.2	20	130,500	33.8	28
鳥取県	219,500	157,700	71.8	14	56,800	25.9	35	157,300	71.7	14	62,100	28.3	34
島根県	263,800	186,200	70.6	16	70,200	26.6	32	203,900	77.3	6	59,900	22.7	42
岡山県	793,900	522,800	65.9	30	251,900	31.7	19	501,000	63.1	30	292,800	36.9	18
広島県	1,228,400	676,500	55.1	36	520,500	42.4	13	653,900	53.2	39	574,500	46.8	9
山口県	583,000	388,300	66.6	25	168,800	29.0	26	355,500	61.0	34	227,500	39.0	14
徳島県	303,100	210,500	69.4	19	83,100	27.4	30	192,000	63.3	29	111,100	36.7	19
香川県	398,800	265,300	66.5	26	116,300	29.2	25	251,000	62.9	32	147,900	37.1	16
愛媛県	586,300	386,600	65.9	29	179,200	30.6	21	372,500	63.5	27	213,800	36.5	21
高知県	307,400	209,500	68.2	23	89,900	29.2	24	194,900	63.4	28	112,400	36.6	20
福岡県	2,351,800	1,007,500	42.8	43	1,288,600	54.8	5	1,049,200	44.6	44	1,302,600	55.4	4
佐賀県	311,900	214,000	68.6	21	89,700	28.8	27	221,300	71.0	16	90,600	29.0	32
長崎県	537,800	344,600	64.1	32	176,800	32.9	16	355,000	66.0	21	182,800	34.0	27
熊本県	717,700	448,800	62.5	33	244,100	34.0	15	465,000	64.8	24	252,700	35.2	24
大分県	485,800	295,700	60.9	34	182,000	37.5	14	288,300	59.3	35	197,500	40.7	13
宮崎県	463,300	316,700	68.4	22	129,500	28.0	28	317,900	68.6	19	145,400	31.4	29
鹿児島県	710,900	470,200	66.1	27	225,700	31.7	18	462,900	65.1	23	248,000	34.9	25
沖縄県	627,400	234,900	37.4	46	381,800	60.9	2	21,700	3.5	47	605,700	96.5	1

都道府県の指標(続き)

	居住世帯のある住宅(続き)			専用住宅							
	所有の関係			1住宅当たり居住室数		1住宅当たり居住室の畳数		1住宅当たり延べ面積		1人当たり居住室の畳数	
	うち持ち家	持ち家住宅率 2)	順位	(室)	順位	(畳)	順位	(㎡)	順位	(畳)	順位
	(戸)	(%)									
全国	33,875,500	60.9		4.26		32.49		90.86		14.65	
北海道	1,381,200	57.0	43	4.14	41	33.28	33	90.75	38	16.24	15
青森県	349,100	71.4	11	5.14	11	40.77	7	119.67	9	17.35	3
岩手県	334,900	70.3	14	5.13	13	39.77	9	117.44	12	16.68	9
宮城県	590,100	60.0	40	4.38	35	33.99	28	96.21	32	14.82	35
秋田県	284,800	77.1	1	5.45	5	43.94	2	130.66	4	18.43	1
山形県	293,600	75.0	2	5.56	2	43.36	3	132.98	3	16.90	5
福島県	496,500	68.3	21	5.04	16	38.11	14	112.27	15	15.74	22
茨城県	823,500	69.4	18	4.75	23	36.68	21	104.47	24	15.45	25
栃木県	554,700	69.1	19	4.73	25	36.36	22	105.25	23	15.31	28
群馬県	570,200	71.1	12	4.75	23	36.31	23	107.12	21	15.49	24
埼玉県	2,086,700	65.1	30	4.16	39	31.66	40	86.00	41	13.82	43
千葉県	1,799,500	64.7	33	4.15	40	32.21	39	87.59	40	14.35	38
東京都	3,235,200	44.7	46	3.15	47	24.43	47	63.54	47	12.45	46
神奈川県	2,507,900	58.7	42	3.76	45	29.17	44	76.12	44	13.46	44
新潟県	629,900	74.0	4	5.38	7	42.07	5	128.70	5	17.17	4
富山県	301,100	74.9	3	5.74	1	44.89	1	138.77	1	18.17	2
石川県	315,000	67.8	24	5.07	15	39.63	10	120.31	7	16.89	6
福井県	210,600	73.5	7	5.52	3	42.57	4	135.66	2	16.60	10
山梨県	231,100	68.6	20	4.79	22	37.36	18	107.80	20	15.96	16
長野県	591,500	71.7	10	5.15	10	40.18	8	118.20	11	16.82	7
岐阜県	567,700	73.7	6	5.47	4	41.72	6	119.33	10	16.71	8
静岡県	989,600	67.4	25	4.66	28	36.04	24	101.86	26	15.04	31
愛知県	1,913,500	59.6	41	4.36	37	33.92	29	93.69	35	14.61	36
三重県	526,100	72.3	9	5.10	14	38.11	14	109.66	16	16.29	14
滋賀県	410,400	70.9	13	5.14	11	38.65	11	112.35	14	15.88	18
京都府	717,700	60.7	39	4.12	42	30.18	41	84.19	42	14.27	39
大阪府	2,285,500	54.5	44	3.80	44	27.97	45	74.97	45	13.42	45
兵庫県	1,545,000	64.4	34	4.44	34	33.65	31	91.70	37	15.06	29
奈良県	397,300	73.2	8	5.20	9	38.58	12	109.05	17	16.32	13
和歌山県	285,200	73.8	5	4.99	19	35.58	25	105.63	22	15.75	21
鳥取県	152,700	69.6	16	5.39	6	38.30	13	119.75	8	15.84	19
島根県	183,600	69.6	15	5.36	8	37.99	16	121.60	6	15.78	20
岡山県	521,000	65.6	29	4.83	21	35.46	26	103.59	25	15.35	26
広島県	760,900	61.9	38	4.45	33	33.20	34	92.49	36	15.06	29
山口県	390,500	67.0	26	4.71	26	34.40	27	101.09	27	15.90	17
徳島県	206,300	68.1	22	4.95	20	37.21	19	108.80	18	16.36	12
香川県	276,800	69.4	17	5.00	18	37.51	17	107.90	19	16.44	11
愛媛県	381,300	65.0	31	4.67	27	33.77	30	99.12	28	15.53	23
高知県	202,900	66.0	27	4.60	29	32.48	38	95.15	33	15.33	27
福岡県	1,238,700	52.7	45	3.94	43	30.08	42	82.86	43	14.09	41
佐賀県	211,800	67.9	23	5.01	17	36.93	20	112.37	13	14.83	34
長崎県	348,100	64.7	32	4.58	30	32.72	36	97.19	30	14.42	37
熊本県	451,200	62.9	36	4.46	32	33.35	32	97.96	29	14.25	40
大分県	302,800	62.3	37	4.54	31	32.99	35	96.24	31	14.89	33
宮崎県	304,400	65.7	28	4.37	36	32.59	37	93.73	34	14.92	32
鹿児島県	450,300	63.3	35	4.21	38	29.84	43	87.84	39	14.09	41
沖縄県	267,100	42.6	47	3.63	46	26.97	46	74.53	46	11.64	47

市の指標

	総住宅数					空き家				
	H30 (戸)	R5 (戸)	順位	総住宅数 増減率		空き家数		空き家率 1)		
				(%)	順位	H30 (戸)	R5 (戸)	H30 (%)	R5 (%)	順位
新潟県	994,500	1,015,200		2.1		146,200	155,300	14.7	15.3	
新潟市	373,900	381,800	1	2.1	10	48,400	50,100	12.9	13.1	12
長岡市	113,820	120,650	2	6.0	3	14,330	16,240	12.6	13.5	9
三条市	38,020	38,410	6	1.0	11	4,450	4,590	11.7	12.0	16
柏崎市	40,250	40,280	5	0.1	12	6,810	7,570	16.9	18.8	4
新発田市	38,980	40,410	4	3.7	7	4,990	5,060	12.8	12.5	15
小千谷市	13,640	13,440	17	△ 1.5	14	1,530	1,440	11.2	10.7	18
加茂市	10,920	11,360	20	4.0	6	1,520	2,150	13.9	18.9	3
十日町市	20,860	19,250	13	△ 7.7	19	2,340	2,210	11.2	11.5	17
見附市	14,990	15,310	15	2.1	9	1,130	1,540	7.5	10.1	19
村上市	26,390	25,770	9	△ 2.3	16	4,570	4,480	17.3	17.4	5
燕市	31,690	33,030	7	4.2	5	3,790	4,290	12.0	13.0	13
糸魚川市	19,770	19,560	11	△ 1.1	13	3,360	3,970	17.0	20.3	2
妙高市	14,180	12,500	18	△ 11.8	20	2,510	1,900	17.7	15.2	8
五泉市	18,570	19,450	12	4.7	4	2,030	2,520	10.9	13.0	14
上越市	80,350	82,590	3	2.8	8	10,830	11,070	13.5	13.4	10
阿賀野市	15,040	16,220	14	7.8	2	1,790	2,760	11.9	17.0	6
佐渡市	29,370	27,760	8	△ 5.5	18	7,300	7,780	24.9	28.0	1
魚沼市	14,570	14,220	16	△ 2.4	17	1,670	1,900	11.5	13.4	11
南魚沼市	20,750	24,700	10	19.0	1	2,050	2,150	9.9	8.7	20
胎内市	12,120	11,900	19	△ 1.8	15	1,960	2,010	16.2	16.9	7

1) 「総住宅数」に対する割合

2) 「居住世帯のある住宅」に対する割合

市の指標(続き)

	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家					居住世帯のある住宅						
	空き家数		空き家率 1)			総数	建て方					
	H30	R5	H30	R5	順位		うち一戸建数	一戸建率 2)		うち共同住宅数	共同住宅率 2)	
	(戸)	(戸)	(%)	(%)		(戸)		(%)	順位		(戸)	(%)
新潟県	64 800	77,500	6.5	7.6		851,600	629,100	73.9		207,000	24.3	
新潟市	18 600	21,900	5.0	5.7	18	330,100	211,400	64.0	20	113,200	34.3	1
長岡市	6 220	7,370	5.5	6.1	17	103,770	74,250	71.6	19	27,630	26.6	2
三条市	1 900	2,900	5.0	7.6	13	33,580	27,570	82.1	11	5,820	17.3	7
柏崎市	3 080	3,640	7.7	9.0	9	32,600	25,200	77.3	16	6,970	21.4	4
新発田市	2 900	3,110	7.4	7.7	11	34,840	28,460	81.7	12	5,770	16.6	9
小千谷市	800	860	5.9	6.4	16	11,970	9,670	80.8	13	2,130	17.8	6
加茂市	780	1,320	7.1	11.6	4	9,190	8,120	88.4	4	990	10.8	17
十日町市	1 670	1,750	8.0	9.1	8	16,960	14,740	86.9	5	1,910	11.3	16
見附市	320	870	2.1	5.7	19	13,750	11,940	86.8	6	1,710	12.4	14
村上市	2 780	3,200	10.5	12.4	3	21,220	18,160	85.6	8	2,650	12.5	13
燕市	2 190	2,730	6.9	8.3	10	28,700	23,150	80.7	14	4,750	16.6	10
糸魚川市	2 320	2,700	11.7	13.8	2	15,500	13,230	85.4	9	1,910	12.3	15
妙高市	1 110	1,290	7.8	10.3	6	10,560	9,090	86.1	7	1,410	13.4	12
五泉市	1 330	1,910	7.2	9.8	7	16,790	15,070	89.8	3	1,510	9.0	18
上越市	5 700	6,210	7.1	7.5	14	70,930	51,850	73.1	18	17,750	25.0	3
阿賀野市	910	1,090	6.1	6.7	15	13,370	12,370	92.5	1	520	3.9	20
佐渡市	5 820	6,840	19.8	24.6	1	19,760	17,750	89.8	2	1,400	7.1	19
魚沼市	930	1,080	6.4	7.6	12	12,210	10,210	83.6	10	1,690	13.8	11
南魚沼市	850	1,050	4.1	4.3	20	19,430	14,720	75.8	17	3,870	19.9	5
胎内市	900	1,240	7.4	10.4	5	9,850	7,940	80.6	15	1,640	16.6	8

市の指標(続き)

	居住世帯のある住宅(続き)								
	構造						所有の関係		
	うち木造数 (戸)	木造率 (%)	2)	うち非木造数 (戸)	非木造率 (%)	2)	うち持ち家 (戸)	持ち家住宅率 (%)	2)
			順位			順位			順位
新潟県	701,100	82.3		150,400	17.7		629,900	74.0	
新潟市	252,300	76.4	20	77,800	23.6	1	219,100	66.4	20
長岡市	83,140	80.1	18	20,630	19.9	3	75,700	72.9	18
三条市	30,160	89.8	8	3,410	10.2	13	27,290	81.3	11
柏崎市	28,100	86.2	14	4,490	13.8	7	24,740	75.9	16
新発田市	31,640	90.8	7	3,190	9.2	14	27,360	78.5	14
小千谷市	9,840	82.2	17	2,130	17.8	4	9,490	79.3	13
加茂市	8,380	91.2	5	800	8.7	16	7,800	84.9	4
十日町市	14,510	85.6	15	2,450	14.4	6	14,330	84.5	7
見附市	12,320	89.6	9	1,430	10.4	12	11,660	84.8	5
村上市	19,620	92.5	4	1,600	7.5	17	17,490	82.4	9
燕市	25,320	88.2	11	3,380	11.8	10	22,470	78.3	15
糸魚川市	13,760	88.8	10	1,740	11.2	11	12,960	83.6	8
妙高市	9,170	86.8	12	1,390	13.2	9	8,930	84.6	6
五泉市	15,580	92.8	3	1,210	7.2	18	14,310	85.2	3
上越市	54,970	77.5	19	15,960	22.5	2	51,510	72.6	19
阿賀野市	12,970	97.0	1	400	3.0	20	11,930	89.2	1
佐渡市	19,070	96.5	2	690	3.5	19	16,860	85.3	2
魚沼市	10,570	86.6	13	1,640	13.4	8	10,030	82.1	10
南魚沼市	16,520	85.0	16	2,920	15.0	5	14,330	73.8	17
胎内市	8,980	91.2	6	870	8.8	15	7,890	80.1	12

市の指標(続き)

	専用住宅							
	1住宅当たり居住室数		1住宅当たり居住室の畳数		1住宅当たり延べ面積		1人当たり居住室の畳数	
	(室)	順位	(畳)	順位	(㎡)	順位	(畳)	順位
新潟県	5.38		42.07		128.70		17.17	
新潟市	4.75	20	37.18	20	112.55	20	16.07	19
長岡市	5.20	19	40.46	19	125.48	19	16.56	18
三条市	5.76	14	45.33	13	136.74	15	16.97	16
柏崎市	5.46	17	42.40	17	130.45	17	18.53	7
新発田市	5.71	16	44.20	15	129.20	18	16.98	15
小千谷市	5.74	15	43.16	16	139.14	11	15.99	20
加茂市	6.29	6	48.91	6	145.66	9	18.73	6
十日町市	6.27	7	48.81	7	161.38	3	18.18	10
見附市	5.83	12	45.55	12	138.10	14	16.94	17
村上市	6.61	2	49.96	5	151.68	5	19.58	2
燕市	5.79	13	46.12	11	138.56	12	17.84	13
糸魚川市	5.87	11	44.46	14	138.42	13	18.52	8
妙高市	6.45	4	50.40	3	159.77	4	19.41	3
五泉市	6.38	5	49.97	4	147.27	7	18.83	5
上越市	5.28	18	41.74	18	131.48	16	17.13	14
阿賀野市	6.66	1	55.82	1	145.68	8	19.31	4
佐渡市	6.57	3	50.98	2	149.91	6	21.54	1
魚沼市	6.00	9	46.83	9	170.79	1	17.99	12
南魚沼市	5.92	10	48.23	8	163.10	2	18.06	11
胎内市	6.09	8	46.75	10	139.56	10	18.35	9